

柏崎市ガス事業譲渡先選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市は、ガス事業を民営化にするに当たり、将来にわたって安全で安定的に経営していくことができる最も優れた事業者を選定するため、柏崎市ガス事業譲渡先選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、譲渡先を選定し、その結果を市長に提出するものとする。

- (1) 募集要項及び審査基準に関する事項
- (2) 提案書の審査に関する事項
- (3) 譲渡価格の設定に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、譲渡先の選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、5 人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員の選任に関する事項は、市長が別に定める。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、選任の日から所用の審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、市長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議録の公開)

第 8 条 委員長は、会議録を作成し、各委員の承認を受けるものとする。

- 2 会議録は、公開する。ただし、委員長が委員会に諮り、公開しないことについて出席委員の 3 分の 2 以上の賛同があるときは、公開しない。

(謝礼及び実費弁償)

第 9 条 委員への謝礼及び実費弁償については、予算の範囲内で市長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、ガス水道局経営企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の選任のために必要な手続きは、この要綱の施行の前においても行うことができる。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条1項の規定にかかわらず、市長が招集する。